

道府県内にある主たる事務所又は事業所 以外の事務所 又は事業所		所 在 地													
		(ふりがな)													
		名 称													
前年4月1日から3月31日までの間に 道府県内に事務所又は事業所を有 していた期間				令和		年		月		日から			同左の月数	①	月
				令和		年		月		日まで					
この申告によって納付すべき道府 県民税の均等割額				円× $\frac{①}{12}$						②	兆	十億	百万	千	円
場 合 の ② の 計 算 東 京 都 に 申 告 す る	前年4月1日か ら3月31日ま での間に都内 に事務所又は 事業所を有し ていた期間	特別区 の区域	・ ・ 月 ・ ・ (ア)	・ ・ 月 ・ ・ (イ)	・ ・ 月 ・ ・ (ウ)										
		市町村 の区域	・ ・ 月 ・ ・ (エ)												
	東 京 都 に 納 付 割 す べ き 均 等 割 額 ② の 計 算		特別区の区域分	(税率)	円× $\frac{(ア)}{12}$		兆	十億	百万	千	円				
				(税率)	円× $\frac{(イ)}{12}$						0 0				
				(税率)	円× $\frac{(ウ)}{12}$						0 0				
			市町村の区域分	(税率)	円× $\frac{(エ)}{12}$						0 0				

関与税理士 署名	(電話)
-------------	-------

1

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

24

法人番号

申告年月日

43

25

年

月

日

12

B

資本金等の額

73

69

予備

56

44

50

49

55

12

B

01

月

02

00

第11号様式記載要領

- 1 この申告書は、道府県内に事務所又は事業所を有する法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等で均等割のみ課されるものが道府県民税の均等割を申告する場合に使用すること。
- 2 この申告書は、4月30日までに事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に記載すること。